

# 特定非営利活動法人 I M M C 定款

## 第1章 総則（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 I M M C という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市中央区山本通2丁目13番16号に置く。

## 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、子どもをはじめとするすべての人々に対して、クラシック音楽を中心とした、プロの演奏家による、乳幼児から入場可能なコンサート事業等の音楽活動を行い、子育て中の父母・家族同士の交流やふれあいの場を提供し、子どもたちの感性と生きる力を育むとともに、自ら育つ力を社会全体で支援するネットワークづくりを行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

子どもを中心とした地域の人々、すべての人を対象とした、プロの演奏家による、クラシック音楽中心の体験型コンサート開催事業  
幼稚園・小学校への訪問コンサート、出張演奏、依頼演奏の開催事業  
地域住民の参加交流型コンサートの開催事業  
演奏者などの紹介および派遣、楽譜、著作物等の管理

## 第3章 会員（種別）

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 特別個人会員 この法人の目的に賛同して支援くださる個人
- (4) 特別法人会員 この法人の目的に賛同して支援くださる法人

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体もしくは法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員(種別及び

定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会 (種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 借入金 (その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内

に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) 入会金及び会費の額

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計(資産の構

成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理

事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において定めた他の特定非営利活動法人または、民法 34 条の規定により設立された法人に帰属させるものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法（公告の方

法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 10 章 雑則（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事長	石野 靖弘
副理事長	松島 俊哉
理事	森 亮二
同	石野 洋子
同	瀬川 尚登
監事	圖師 悟
同	慶徳 忠良

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0 円	年会費	12,000 円
(2) 賛助会員	入会金	0 円	年会費	6,000 円
(3) 特別個人会員	入会金	0 円	年会費	一口 30,000 円
(4) 特別法人会員	入会金	0 円	年会費	一口 50,000 円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 I M M C

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いしの やすひろ 石野 靖弘	神戸市中央区山本通2丁目13番16号	無
副理事長	まつしまとしや 松島 俊哉	神戸市垂水区名谷町3173番地セントポリア 神戸運動公園415号	無
理事	もり りょうじ 森 亮二	神戸市灘区鶴甲1丁目3番18-304号	無
理事	いしの ようこ 石野 洋子	神戸市中央区山本通2丁目13番16号	無
理事	せがわ なおと 瀬川 尚登	赤穂市高野536番地の29	無
監事	ずし さとる 圖師 悟	神戸市西区学園東町1丁目6番地の79	無
監事	けいとくただよし 慶徳 忠良	広島県呉市中央6丁目5番2-404号	無



# 18年度事業報告書

## 特定非営利活動法人IMMC

### 1 事業の成果

今年度は学術、文化、芸術の振興を図る活動ならびに子どもの健全育成を図る活動として「こどものためのコンサート」、小学生以上を対象としたクラシック「サロンコンサート」を各5回、訪問コンサート4回、チャレンジコンサート、参加型コンサートを踏まえたママさん吹奏楽などの事業を行いました。そして子育て中の父母・家族同士の交流やふれあいの場を提供し、子どもたちの感性と生きる力を育むとともに、自ら育つ力を社会全体で支援するネットワークづくりを行い、青少年の健全育成に寄与することで、特定非営利活動としての目的を遂行し、その役割を確実に実践致しました。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施予定場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
子どもを中心とした地域の人々、すべての人を対象とした、プロの演奏家による、クラシック音楽中心の体験型コンサート開催事業	こどものためのコンサート	8月1日 9月16日 12月25日 1月20日 3月17日	北野工房のまち	各10名	子どもを含む保護者 971名	277
	サロンコンサート	7月22日 9月16日 10月21日 11月25日 2月17日	IMMCサロン	各3名	108名	195
幼稚園・小学校への訪問コンサート、出張演奏、依頼演奏の開催事業	訪問コンサートの企画準備 事前広報	12月7日 12月13日 2月11日 2月27日	兵庫県看護協会 北野工房のまち 北野工房のまち 高丸幼稚園	4名 3名 5名 5名	80名 210名 300名 250名	282
地域住民の参加交流型コンサートの開催事業	チャレンジコンサート (小・中学生がプロの演奏者と一緒に演奏)	2月12日	灘区民ホール	11名	小・中学生を含む保護者ほか 203名	917
	ファミリーコンサート(プロの演奏者と地域住民による参加交流型)前段階 マミーズプラス	10月5日 ～3月31日(23回) 合奏合同練習	北野工房のまち	各2名	子ども含むのべ 1,380名	688
演奏者などの紹介および派遣、楽譜、著作物等の管理	演奏者紹介および派遣、楽譜、著作物等の管理、企画運営	実績なし				

# 19年度事業計画書

## 特定非営利活動法人IMMC

### 1 事業実施の方針

学術、文化、芸術の振興を図る活動ならびに子どもの健全育成を図る活動として、「こどものためのコンサート」「サロンコンサート」「チャレンジコンサート」「ファミリーコンサート」参加型コンサートをふまえたマミーズプラス、吹奏楽塾などの事業を行います。そして子育て中の父母・家族同士の交流やふれあいの場を提供し、子どもたちの感性と生きる力を育むとともに、自ら育つ力を社会全体で支援するネットワークづくりを行い、次世代を担う青少年を健全に育み、青少年と音楽家の支援・育成・芸術文化の振興および発展、またそれらを通して国際交流の推進に寄与することを目的とする。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施予定場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
子どもを中心とした地域の人々、すべての人を対象とした、プロの演奏家による、クラシック音楽中心の体験型コンサート開催事業	こどものためのコンサート	5月、7月 9月、12月 1月、3月	北野工房のまち	各10名	子どもを含む保護者 (200人×6回) 12,00人	600
	サロンコンサート	4月、6月 9月、10月 11月、2月	IMMCサロン	各3名	(50人×6回) 300人	300
幼稚園・小学校への訪問コンサート、出張演奏、依頼演奏の開催事業	訪問コンサートの企画準備 事前広報	4月～翌年 3月	保育所、幼稚園、 小学校、中学校、 各種施設等	2～4名	保育所、幼稚園、 小学校、 中学校、 各種施設 延べ人数 1,000～3,000 人	1,500
地域住民の参加交流型コンサートの開催事業	チャレンジコンサート (小・中学生がプロの演奏者と一緒に演奏)前段階吹奏楽塾	9月～	北野工房のまち	11名	小・中・高校生ほか 150人	2,100
	ファミリーコンサート(プロの演奏者と地域住民による参加交流型)マミーズプラス	4月～翌年 3月合奏合同練習(年 48回) 3月演奏会	北野工房のまち  東灘区民ホール	各2名  5～8名	子ども含む 延べ人数 2,880人  600人	3,000  500
演奏者などの紹介および派遣、楽譜、著作物等の管理	演奏者紹介および派遣、楽譜、著作物等の管理、企画運営	本年度実施予定なし				

I M M C の主旨に賛同いただき、応援、相談、お手伝い、アドバイス等いただいている方々。

- ・今村 三 明 氏 元NHK交響楽団打楽器奏者、元愛知芸術大学教授、桐朋オーケストラ・アカデミー、  
くらしき作陽大学・山形大学非常勤講師
- ・吉田 一 成 氏 山口大学教育学部教授
- ・五味 克 久 氏 神戸大学発達科学部教授
- ・武岡 登 土 子 氏 元大阪音楽大学教授
- ・山根 敬 三 氏 摂南大学教授、摂南大学地域連携センター長
- ・山下 武 氏 くらしき作陽大学教授
- ・宮本 輝 紀 氏 前洛南高校吹奏楽部顧問、日本高等学校吹奏楽連盟副理事長、摂南大学客員教授
  
- ・緒方 文 則 氏 元大阪センチュリー交響楽団チューバ奏者、相愛大学音楽部非常勤講師
- ・吉田 治 人 氏 元大阪フィルハーモニー交響楽団トランペット奏者、大阪音楽大学、神戸女学院大学  
非常勤講師、I M M C 音楽監督
- ・中原 正 行 氏 大阪フィルハーモニー交響楽団ファゴット奏者
- ・渡邊 悦 郎 氏 宝塚歌劇オーケストラファゴット奏者
- ・竹原 明 氏 元大阪市音楽団団長、トランペット奏者
- ・長瀬 敏 和 氏 大阪市音楽団サキソフォン奏者
- ・小野川 英 和 氏 大阪市音楽団クラリネット奏者
- ・福井 聡 氏 いずみシンフォニエッタバスクラリネット奏者
- ・山本 敦 子 氏 マリンバ・打楽器、楊琴奏者
- ・木村 百合 香 氏 マリンバ・打楽器奏者、音楽療法士
- ・大内 明日 香 氏 声楽家、二期会
- ・香山 あ ず さ 氏 声楽家、ウィーン在住
- ・吉田 順 子 氏 ピアニスト
  
- ・三浦 克 哉 氏 兵庫県吹奏楽連盟事務局長
  
- ・安川 透 氏 (株)ドルチェ楽器代表取締役
- ・北野工房のまちテナント会
  
- ・峯畑 守 雄 氏 元(財)神戸勤労福祉振興財団理事、元神戸市兵庫区副区長
  
- ・山本 弥 恵 子 氏 北野町婦人会会長
- ・浅木 隆 子 氏 北野・山本通地区をまもりそだてる会会長
- ・国枝 哲 男 氏 NPO法人CS神戸事務局長
- ・村上 義 弘 氏 NPO法人CS神戸センター長

他、コンサート、イベント等協賛いただいている団体様

神戸市、神戸市教育委員会  
兵庫県教育委員会  
神戸市PTA協議会  
神戸市私立幼稚園連盟神  
戸新聞社  
ラジオ関西  
サンテレビジョン  
神戸市吹奏楽連盟  
兵庫県吹奏楽連盟  
(財)神戸市民文化振興財団  
北野町 1・2.3.4 丁目自治会  
山本通 1.2.3.4 丁目自治会